
第 4 部 鹿沼市障がい福祉計画

【第7期計画：令和6(2024)年度～令和8(2026)年度】

鹿沼市障がい児福祉計画

【第3期計画：令和6(2024)年度～令和8(2026)年度】

第1章 計画の概略

1 計画策定の趣旨

「第7期鹿沼市障がい福祉計画」(以下、「本計画」という。)は、「障害者総合支援法」の「全ての国民が障がいの有無に関わらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障害者総合支援法第88条に基づき、国の定める基本指針に即し、地域において必要な「障害福祉サービス」及び「相談支援」ならびに「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和8(2026)年度における障害福祉サービスに関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取組みを定めるものです。

「第3期鹿沼市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援体制の確保をするための取組みを定めるものです。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画として位置づけられるものです。

本計画は、国及び栃木県の計画との整合性を図りながら、鹿沼市基本計画に即した「鹿沼市地域福祉計画」及び、「かぬま障がい者計画(障害者基本法に基づく市町村障害者計画)」との整合を考慮し、策定するものです。

3 計画の対象者

この計画の対象となる「障がい者」とは、障害者総合支援法に規定された、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者、知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障がい者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障がい者を除く。以下「精神障がい者」という。)のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者をいいます。「障がい児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児をいいます。

4 計画期間

市町村障害福祉計画は3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。このため、本計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間としています。

5 計画期間中の見直しについて

必要に応じて計画期間中においても本計画の見直しを行うものとします。

第2章 障害福祉サービス等の数値目標及び見込量

1 策定の趣旨及び位置付け

国が定める基本指針に即して、令和8(2026)年度の数値目標を設定します。また、数値目標及びこれまでの実績等を踏まえ、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3か年における障害福祉サービス等の見込み量を定めて、鹿沼市におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ろうとするものです。

2 障害福祉サービスに関する数値目標

国が定める基本指針に基づき、「施設入居者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行等」に関する令和8(2026)年度における数値目標を定めます。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

目標数

令和8(2026)年度末時点	地域移行者数:3人(累計)施設入所者数:152人
----------------	--------------------------

考え方

国指針(目標値設定に当たっての指針)	令和8(2026)年度末時点で、令和4(2022)年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行するとともに、福祉施設入居者数を5%以上削減することを基本とする。
目標値設定に当たっての考え方	栃木県の目標値を勘案して算定する。 県の目標値は、国の目標値の算出方法に準じるとともに、本県の特殊事情(県の福祉施設入所者は、全国平均に比べ重度者の割合が高い。また第3～5期の実績を勘案して急激な地域移行は見込めないため)を勘案して算出する。 地域移行者数:令和4(2022)年度末施設入所者148人の1.4% 施設入所者数:令和5(2023)年度末施設入所者見込み数を維持

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標数

令和8(2026)年度末時点	協議の場を整備し、関係機関との連携を図る。
----------------	-----------------------

考え方

国指針(目標値設定に当たっての指針)	精神障がい者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数325.3日以上 精神病床の1年以上入院患者数の減少、早期退院率:3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91%以上
目標値設定に当たっての考え方	栃木県の目標値どおりとする。 精神障がい者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数331.7日以上 精神病床の1年以上入院患者数の減少、早期退院率:3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91%以上 保健・医療・福祉関係者による精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場を設置し、連携を図る。

(3) 地域生活支援の充実

目標数

令和8(2026)年度末時点の整備数	年1回以上運用状況を検証、検討 地域生活支援拠点等におけるコーディネーターを1名以上配置
--------------------	---

考え方

国指針(目標値設定に当たっての指針)	各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと。 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること
目標値設定に当たっての考え方	国の指針どおりとする。 地域自立支援協議会等で、年1回以上運用状況を検証、検討する。 地域生活支援拠点等におけるコーディネーターを1名以上配置する。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

① 一般就労への移行者数

目標数

令和6(2024)～8(2026)年度の累積移行者数	45人
----------------------------	-----

考え方

国指針(目標値設定に当たっての指針)	令和8(2026)年度中に一般就労への移行者数を令和3(2021)年度実績の1.28倍以上にすることを基本とする。
目標値設定に当たっての考え方	国の指針どおりとする。 令和3(2021)年度の10人の1.28倍以上

② 就労移行支援事業の一般就労への移行者数

目標数

令和6(2024)～8(2026)年度の累積移行者数	8人
----------------------------	----

考え方

国指針(目標値設定に当たっての指針)	令和8(2026)年度末における就労移行支援事業からの一般就労への移行実績を令和3(2021)年度の実績から1.31倍以上とすることを基本とする。
目標値設定に当たっての考え方	国の指針どおりとする。 令和3(2021)年度の2人の1.31倍

③ 就労継続支援(A型・B型)事業の一般就労への移行者数

目標数

令和6(2024)～8(2026)年度の累積移行者数	就労継続支援A型:31人 就労継続支援B型:3人
----------------------------	-----------------------------

考え方

国指針(目標値設定に当たっての指針)	令和8(2026)年度末における一般就労への移行実績を令和3(2021)年度実績から就労継続支援A型で1.29倍以上、就労継続支援B型で1.28倍以上とすることを旨とする。
目標値設定に当たっての考え方	国の指針どおりとする。端数繰り上げ 令和3(2021)年度の8人の1.29倍(就労継続支援A型) 令和3(2021)年度の0人の1.28倍(就労継続支援B型) *就労支援B型については、令和3(2021)年度からの実績見込みによる

④ 就労定着支援事業の利用者数

目標数

令和8(2026)年度の利用者数	7人
------------------	----

考え方

国指針(目標値設定に当たっての指針)	令和8(2026)年度における就労定着支援事業の利用者数を令和3(2021)年度実績の1.41倍以上を基本とする。
目標値設定に当たっての考え方	国の指針どおりとする。 令和3(2021)年度の5人の1.41倍。

⑤ 就労定着支援利用終了後の就労定着率

目標数

就労定着体制加算事業所の割合	就労定着支援事業所の2割5分以上
----------------	------------------

考え方

国指針(目標値設定に当たっての指針)	就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上
目標値設定に当たっての考え方	国の指針どおりとする。 就労定着支援事業所の2割5分以上 *就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上の事業所は就労定着体制加算を算定することができる。

⑥ 就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合

目標数

就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合	就労移行支援事業所の5割以上
--------------------------------	----------------

考え方

国指針(目標値設定に当たっての指針)	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上
目標値設定に当たっての考え方	国の指針どおりとする。 就労移行支援事業所の5割以上

3 障害児支援の提供体制の整備等に関する数値目標

国が定める基本指針に基づき「児童発達支援センターの設置」、「障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築」、「児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの整備」、「医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置」に関する令和8(2026)年度における目標値を定めます。

(1) 児童発達支援センターの整備

目標数

令和8(2026)年度末時点の整備数	1か所
--------------------	-----

考え方

国指針(目標値設定に当たっての指針)	令和8(2026)年度末までに、児童発達支援センターを各市町村もしくは圏域で1か所以上設置することを基本とする。
目標値設定に当たっての考え方	国の指針どおりとする。 市内もしくは圏域に1か所の整備を目指す。 民間設置の場合でも、役割や機能について連携がとれるよう調整を行う

(2) 障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築 目標数

令和8(2026)年度末時点の整備等	障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。
--------------------	--

考え方

国指針(目標値設定に当たっての指針)	令和8(2026)年度末までに全ての市町村において障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。
目標値設定に当たっての考え方	地域の障害通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。

(3) 児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの整備

目標数

令和8(2026)年度末時点の整備数	1か所
--------------------	-----

考え方

国指針(目標値設定に当たっての指針)	令和8(2026)年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを少なくとも1か所確保する。ただし、市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での確保であっても差し支えない。
目標値設定に当たっての考え方	国の指針どおりとする。 市内に1か所の整備を目指す。

(4) 医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

目標数

令和8(2026)年度末までに協議の場等を充実	協議の場を設置 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置:2人
-------------------------	--------------------------------------

考え方

国指針(目標値設定に当たっての指針)	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための医療的ケア児支援の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
目標値設定に当たっての考え方	協議の場の充実を図る。 医療的ケア児等に関するコーディネーターの2人目を配置

4 相談支援体制の充実・強化及び障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1) 相談支援体制の充実・強化

目標数

令和8(2026)年度末までに相談支援体制の充実・強化	協議会の体制を強化する
-----------------------------	-------------

考え方

国指針(目標値設定に当たっての指針)	協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議の体制を確保する。
目標値設定に当たっての考え方	地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行う協議の体制を強化する。

(2) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

目標数

令和8(2026)年度末までに実施	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。
-------------------	--------------------------------------

考え方

国指針(目標値設定に当たっての指針)	令和8(2026)年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
目標値設定に当たっての考え方	国の指針どおりとする。 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

5 障害福祉サービスに関する各サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

ア 第6期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績	利用時間（時間/月）			利用人数（人/月）		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
居宅介護	見込量(A)	1,950	2,000	2,000	115	120	120
	実績(B)	1,866	1,837		111	119	
	B/A	96%	92%		97%	99%	
重度訪問介護	見込量(A)	0	0	0	0	0	0
	実績(B)	0	0		0	0	
	B/A	0	0		0	0	
同行援護	見込量(A)	350	350	350	16	16	16
	実績(B)	328	371		14	16	
	B/A	94%	106%		88%	100%	
行動援護	見込量(A)	130	140	150	5	5	5
	実績(B)	80	46		5	5	
	B/A	62%	33%		100%	100%	
重度障害者等包括支援	見込量(A)	0	0	0	0	0	0
	実績(B)	0	0		0	0	
	B/A	0	0		0	0	

※ 時間/月：1ヶ月当たりの利用時間数、人/月：1ヶ月当たりの実利用人数

イ 現状と見込みの考え方

訪問系サービスの利用実績は、前計画期間中（2018～2020）と同程度の推移となっているため、第6期計画の実績を基に令和6（2024）年度以降の見込量を設定します。

ウ 第7期計画の見込量

見込量に関する考え方	令和3(2021)年度からの実績とアンケート結果を基に伸び率を算出しています。						
実施に対する考え方・方策等	障がいのある人とその家族が安心して暮らせるよう福祉サービスを継続して実施するとともに、更なる充実に努めます。						
サービスの種類	サービスの概要	利用時間(時間/月)			利用人数(人/月)		
		R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービスです。	1,900	1,900	1,900	120	120	120
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行うサービスです。	0	0	0	0	0	0
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。	370	370	370	16	16	16
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や、外出時の移動の補助などを行うサービスです。	100	100	100	5	5	5
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供するサービスです。	0	0	0	0	0	0

(2)日中活動系サービス

ア 第6期計画の実績

サービスの種類	見込量 ・実績	延利用人数（人日/月）			利用人数（人/月）		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
療養介護	見込量(A)				13	13	13
	実績(B)				11	11	
	B/A				85%	85%	
生活介護	見込量(A)	6,500	6,550	6,600	335	340	345
	実績(B)	6,198	6,212		318	322	
	B/A	95%	95%		95%	95%	
自立訓練 (機能訓練)	見込量(A)	30	30	30	2	2	2
	実績(B)	15	32		1	2	
	B/A	50%	107%		50%	100%	
自立訓練 (生活訓練)	見込量(A)	20	30	40	2	3	4
	実績(B)	58	60		5	6	
	B/A	290%	200%		250%	200%	
宿泊型自立訓練	見込量(A)	30	30	30	1	1	1
	実績(B)	0	0		0	0	
	B/A	0%	0%		0%	0%	
就労移行支援	見込量(A)	250	300	350	14	15	16
	実績(B)	153	87		9	6	
	B/A	61%	29%		64%	40%	
就労移行支援 (養成施設)	見込量(A)	0	0	0	0	0	0
	実績(B)	0	0		0	0	
	B/A	0%	0%		0%	0%	
就労継続支援 (A型)	見込量(A)	2,700	2,800	2,900	140	150	160
	実績(B)	2,629	2,798		133	151	
	B/A	97%	100%		95%	101%	
就労継続支援 (B型)	見込量(A)	3,400	3,500	3,600	200	210	220
	実績(B)	3,466	3,693		203	214	
	B/A	102%	106%		102%	102%	
就労定着支援	見込量(A)				5	5	5
	実績(B)				5	4	
	B/A				100%	80%	
福祉型短期入所	見込量(A)	450	455	460	45	46	47
	実績(B)	465	338		33	35	
	B/A	103%	74%		73%	76%	

サービスの種類	見込量 ・実績	延利用人数（人日/月）			利用人数（人/月）		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
福祉型短期入所 (強化)	見込量(A)	70	75	80	4	5	6
	実績(B)	0	0		0	0	
	B/A	0%	0%		0%	0%	
医療型短期入所	見込量(A)	20	20	20	3	3	3
	実績(B)	4	0		1	0	
	B/A	20%	0%		33%	0%	

イ 現状と見込みの考え方

日中活動系サービスの利用実績は、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)について事業所数の増加により利用実績が増加しています。第6期計画の実績、利用者ニーズを基に令和6(2024)年度以降の見込量を設定します。

ウ 第7期計画の見込量

見込量に関する考え方	令和3(2021)年度からの実績とアンケート結果、平均利用日数を基に伸び率を算出しています。						
実施に対する考え方・方策等	障がいのある方の状態や希望に合わせて選択できるよう必要量を見込み、日中活動の場の整備に努めます。						
サービスの種類	サービスの概要	利用延人数（人日/月）			利用人数（人/月）		
		R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
療養介護	医療が必要な方で、常に介助を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供するサービスです。				12	12	12
生活介護	常に介助が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介助や創作的活動などの機会を提供するサービスです。	6,700	6,850	7,000	335	340	345
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。	120	120	120	5	5	5
自立訓練 (生活訓練)		40	40	40	4	4	4
宿泊型 自立訓練	知的障がいまたは精神障がいのある者に対して居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援です。	30	30	30	1	1	1
就労選択支援	本人の希望、就労能力や適性等を踏まえ、本人にあった就労の選択を支援するサービスです。		110	220		7	15

サービスの種類	サービスの概要	利用延人数（人日/月）			利用人数（人/月）		
		R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。	150	150	150	10	10	10
就労移行支援 (養成施設)	「あん摩マッサージ指圧師等に関する法律」に基づき、視覚障がい者を対象に養成を行います。	0	0	0	0	0	0
就労継続支援 (A型)	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。	3,300	3,600	3,900	170	190	210
就労継続支援 (B型)		4,200	4,500	4,900	250	270	290
就労定着支援	一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう支援する事業です。				5	5	5
福祉型 短期入所	在宅の障がい者（児）を介護する方が病気の場合などに、障がい者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。	400	400	400	40	40	40
福祉型 短期入所 (強化)	福祉型短期入所で、医療的なケアが必要な場合に利用するサービスです。	70	70	70	4	4	4
医療型 短期入所	在宅の障がい者（児）を介護する方が病気の場合などに、障がい者が病院、診療所に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。	10	10	10	2	2	2

(3) 居住系サービス

ア 第6期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績	利用人数（人/月）		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
自立生活援助	見込量(A)	1	1	1
	実績(B)	0	0	
	B/A	0%	0%	
共同生活援助	見込量(A)	85	87	89
	実績(B)	99	122	
	B/A	116%	140%	
施設入所支援	見込量(A)	157	154	152
	実績(B)	146	147	
	B/A	93%	95%	

イ 現状と見込みの考え方

施設入所支援については、国の指針では令和4年度末の5%削減が基本となっていますが、県の目標値どおり現状維持としました。また、共同生活援助については、事業所数の増加により利用実績が増加しています。第6期計画の実績、利用者ニーズを基に令和6(2024)年度以降の見込量を設定します。

ウ 第7期計画の見込量

見込量に関する考え方	令和3(2021)年度からの実績とアンケート結果、平均利用日数を基に伸び率を算出しています。				
実施に対する考え方・方策等	障がいがある方の障がいの状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう、グループホームの確保に努めます。				
サービスの種類	サービスの概要	見込量・実績	利用人数(人/月)		
			R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
自立生活援助	一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者について、地域生活を支援するため、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。	見込量(A)	1	1	1
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。	見込量(A)	140	150	160
施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障がい者に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービスです。	見込量(A)	152	152	152

(4)相談支援

ア 第6期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績	利用人数(人/月、人/年)			備考
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	
計画相談支援	見込量(A)	160	165	170	※人/月
	実績(B)	203	205		
	B/A	127%	124%		
地域移行支援	見込量(A)	1	1	1	※人/年
	実績(B)	0	0		
	B/A	0%	0%		
地域定着支援	見込量(A)	1	1	1	※人/年
	実績(B)	0	0		
	B/A	0%	0%		

イ 現状と見込みの考え方

計画相談支援については、障害福祉サービスの支給決定者数の増加に伴い、利用実績も年々増加しており、相談支援専門員が不足しています。相談支援専門員の増加を図れるよう、相談支援事業所の設置等に向けた働きかけを行います。第6期計画の実績を基に令和6(2024)年度以降の見込量を設定します。

ウ 第7期計画の見込量

見込量に関する考え方	計画相談支援については、国の考え方を踏まえ、障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者すべてを対象として見込んでいます。 地域移行支援及び地域定着支援については、国の指針を基に支援実績や障害福祉サービスの伸び率等を踏まえ見込んでいます。			
実施に対する考え方・方策等	サービス等利用計画の作成を一層促進するため、指定特定相談支援事業所の増加及び相談支援専門員の資質向上に取り組んでいきます。また、地域相談支援体制の整備、充実を図ります。			
サービスの種類	サービスの概要	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
計画相談支援	サービス利用の調整を必要とする人に対し、サービス等利用計画を作成するものです。	利用人数(人/月)		
		220	230	240
地域移行支援	施設や病院から退所・退院する障がい者に対し、住居の確保やその他、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うものです	利用人数(人/年)		
		1	1	1
地域定着支援	単身生活に移行した人に対して、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行うものです。	1	1	1

6 地域生活支援事業に関する各事業の見込量

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

ア 第6期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績					備考
			R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	
研修啓発事業	見込量(A)	回	1	1	1	
	実績(B)		0	0		
	B/A		%	0%	0%	

イ 第7期計画の見込量

見込量に関する考え方	継続的に実施していきます。			
実施に対する考え方・方策等	地域での相談の窓口となる民生委員等を中心に啓発事業を行います。			
サービスの種類	サービスの概要	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
研修啓発事業	障がい者が地域で生活する時に生じる障壁をなくすために、障がい者の理解を深めるための研修等を行うものです。	回	1	1

②自発的活動支援事業

ア 第6期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績				備考	
			R3 (2021)	R4 (2022)		R5 (2023)
自発的活動支援事業	見込量(A)	回	3	3	3	R3～R4 新型コロナウイルス感染対策のため事業中止
	実績(B)		0	0		
	B/A	%	0%	0%		
	見込量(A)	人	98	98	98	
	実績(B)		0	0		
	B/A	%	0%	0%		
奉仕員養成事業	見込量(A)	回	10	10	10	要約筆記者受講者数
	実績(B)		4	6		
	B/A	%	40%	60%		

イ 第7期計画の見込量

見込量に関する考え方	継続的に実施していきます。					
実施に対する考え方・方策等	障がい者団体等の意見を聞きながら事業を実施していきます。					
サービスの種類	サービスの概要		R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	備考
自発的活動支援事業	障がい者等による自発的な取り組みを支援します。	回	3	3	3	
		人	50	50	50	
奉仕員養成事業	要約筆記者の養成を促します。	人	10	10	10	受講者数

③相談支援事業

ア 第6期計画の実績(年間)

サービスの種類	見込量・実績					備考
			R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	
障がい者相談支援事業	見込量(A)	ヶ所	3	3	3	実施事業所 (市を含む)
	実績(B)		3	4		
	B/A	%	100%	100%		
基幹相談支援センター	見込量(A)	有無	無	有	有	
	実績(B)		無	有		
総合的・専門的な相談支援	見込量(A)	有無	無	無	有	
	実績(B)		無	有		
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	見込量(A)	件	0	6	12	基幹相談支援センターの指導・助言件数
	実績(B)		0	5		
	B/A	%	0%	83%		
地域の相談支援事業者の人材育成	見込量(A)	件	0	0	1	基幹相談支援センターの支援件数
	実績(B)		0	30		
	B/A	%	0%	—%		
地域の相談機能との連携強化の取組み	見込量(A)	件	0	0	1	基幹相談支援センターの取組実施回数
	実績(B)		0	18		
	B/A	%	0%	—%		
相談支援機能強化事業	見込量(A)	有無	有	有	有	
	実績(B)		有	有		
住宅入居支援事業	見込量(A)	有無	無	無	無	
	実績(B)		無	無		
成年後見制度利用支援事業	見込量(A)	件	4	4	4	市長申立人数 後見人報酬助成人数
	実績(B)		3	4		
	B/A	%	75%	100%		
成年後見制度法人後見支援事業	見込量(A)	有無	無	無	無	
	実績(B)		無	無		

イ 第7期計画の見込量

見込量に関する考え方	相談支援は継続して実施して行きます。地域の相談支援の中核となる基幹相談支援センターの機能充実を図ります。					
実施に対する考え方・方策等	身体・知的・精神の障がい、総合的に対応できる相談支援体制づくりや相談員の資質の向上を図るとともに、体制の充実に努めます。					
サービスの種類	サービスの概要		見込量			備考
			R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	
障がい者相談支援事業	障がい児・者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、福祉サービスの利用援助等を支援するとともに、虐待防止等の権利擁護のために必要な援助を行います。	ヶ所	5	5	5	実施事業所 (市を含む)
基幹相談支援センター		有無	有	有	有	
総合的・専門的な相談支援		有無	有	有	有	基幹相談支援センター
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言		件	12	12	12	基幹相談支援センターの指導・助言件数
地域の相談支援事業者の事業者の人材育成		件	12	12	12	基幹相談支援センターの支援件数
地域の相談機関との連携強化の取組み		件	12	12	12	基幹相談支援センターの取組実施回数
相談支援機能強化事業		有無	有	有	有	
住宅入居支援事業		有無	無	無	無	
成年後見制度利用支援事業		件	3	3	3	市長申立人数 報酬助成人数
成年後見制度法人後見支援事業		有無	無	無	無	

④意思疎通支援事業

ア 第6期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績				備考
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	
手話通訳派遣	見込量(A)	28	29	30	実利用者数
	実績(B)	26	25		
	B/A	93%	86%		
要約筆記派遣	見込量(A)	7	8	9	実利用者数
	実績(B)	6	6		
	B/A	86%	75%		
手話通訳者設置事業	見込量(A)	1	1	1	市窓口への手話通訳者の設置
	実績(B)	1	1		
	B/A	100%	100%		

イ 第7期計画の見込量

見込量に関する考え方	近年の実績等を考慮し、見込んでいます。					
実施に対する考え方・方策等	手話通訳者派遣、要約筆記者派遣を継続していきます。また、派遣体制強化のために、引き続き養成講座も実施していきます。					
サービスの種類	サービスの概要		R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	備考
手話派遣	聴覚障がい者が公的機関等に赴く時に円滑な意思疎通が困難な場合に手話通訳者や要約筆記者を派遣する。	件	300	300	300	利用件数
要約筆記者派遣		件	30	30	30	利用件数
手話通訳者設置事業	聴覚障がい者が市役所を利用するときに円滑な意思疎通が行えるよう、窓口到手話通訳を設置する。	人	1	1	1	手話通訳者設置（市窓口）

⑤日常生活用具給付実績

ア 第6期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績					備考
			R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	
介護・訓練支援用具	見込量(A)	件	10	10	10	
	実績(B)		3	3		
	B/A	%	30%	30%		
自立生活支援用具	見込量(A)	件	14	14	14	
	実績(B)		12	14		
	B/A	%	86%	100%		
在宅療養等支援用具	見込量(A)	件	2	2	2	
	実績(B)		25	15		
	B/A	%	1250%	750%		
情報・意思疎通支援用具	見込量(A)	件	132	132	132	※情報・意思疎通支援用具には、鹿沼市で単独助成している補聴器電池等も含まれます。
	実績(B)		121	114		
	B/A	%	92%	86%		
排泄管理支援用具	見込量(A)	件	2,380	2,380	2,380	
	実績(B)		2,510	2,667		
	B/A	%	105%	112%		
住宅改修	見込量(A)	件	2	2	2	
	実績(B)		1	2		
	B/A	%	50%	100%		

イ 第7期計画の見込量

見込量に関する考え方	近年の実績等を考慮し、見込んでいます。					
実施に対する考え方・方策等	日常生活用具の提供事業者については、必要に応じて拡充していきます。					
サービスの種類	サービスの概要		R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	備考
介護・訓練支援用具	心身障がい者（児）の日常生活の便宜を図るため、用具の給付を行います。	件	10	10	10	
自立生活支援用具		件	14	14	14	
在宅療養等支援用具		件	20	20	20	
情報・意思疎通支援用具		件	120	120	120	
排泄管理支援用具		件	2,700	2,700	2,700	
住宅改修		件	2	2	2	

⑥手話奉仕員養成研修事業

ア 第6期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績				備考
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	
講座開催数	見込量(A)	1	1	1	
	実績(B)	1	1		
	B/A	100%	100%		
登録者数	見込量(A)	1	1	1	新規登録者数
	実績(B)	2	0		
	B/A	200%	0%		

イ 第7期計画の見込量

見込量に関する考え方	近年の実績等を考慮し、見込んでいます。					
実施に対する考え方・方策等	手話通訳者派遣事業の体制強化のために、引き続き手話奉仕員養成講座を実施していきます。					
サービスの種類	サービスの概要		R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	備考
講座開催数	手話奉仕員を要請するための講座を開催する。	回	1	1	1	
登録者数		人	1	1	1	新規登録者数

⑦ 移動支援事業

ア 第6期計画の実績

項目	見込量・実績				備考
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	
利用人数	見込量(A)	45	45	45	
	実績(B)	24	31		
	B/A	53%	69%		
利用時間	見込量(A)	3,000	3,000	3,000	
	実績(B)	1,835	1,820		
	B/A	61%	61%		

イ 第7期計画の見込量

見込量に関する考え方	近年の実績等を考慮し、見込んでいます。						
実施に対する考え方・方策等	障がい児・者の外出支援として、適正な事業実施を行います。						
サービスの種類	サービスの概要			R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	備考
利用人数	一人で外出が困難な障がい児・者の外出時の移動の介護を行うものです。	人	35	35	35	実利用人数	
利用時間		時間	2,000	2,000	2,000	年間	

⑧ 地域活動支援センター

ア 第6期計画の実績

項目	見込量・実績	事業所数(ヶ所)			利用実人数(人)		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
市内センター	見込量(A)	4	4	4	42	39	37
	実績(B)	4	4		132	130	
	B/A	100%	100%		314%	333%	
市外センター	見込量(A)	1	1	1	1	1	1
	実績(B)	1	1		1	1	
	B/A	100%	100%		100%	100%	

イ 第7期計画の見込量

見込量に関する考え方	近年の実績等を考慮し、見込んでいます。						
実施に対する考え方・方策等	国等の動向を踏まえ、支援を実施していきます。						
サービスの種類	サービスの概要			R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	備考
市内センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業を行う。		ヶ所	4	4	4	
			人	130	130	130	実利用者数
市外センター			ヶ所	1	1	1	
			人	1	1	1	実利用者数

(2)任意事業

①訪問入浴事業

ア 第6期計画の実績

項目	見込量・実績				備考	
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)		
訪問入浴	見込量(A)	人	6	6	6	実利用者数
	実績(B)	人	6	6		
	B/A	%	100%	100%		

イ 第7期計画の見込量

見込量に関する考え方	近年の実績等を考慮し、見込んでいます。					
実施に対する考え方・方策等	他の支援方法も含め、適正な事業実施を行います。					
サービスの種類	サービスの概要		R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	備考
訪問入浴	家庭での入浴が困難な障がい者宅を訪問し、入浴の機会を提供するものです。		人	6	6	6 実利用者数

②生活支援事業

ア 第6計画の実績

項目	見込量・実績				備考	
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)		
実施回数	見込量(A)	回	5	5	5	生活訓練 新型コロナウイルス感染対策のため一部事業中止
	実績(B)		2	2		
	B/A	%	40%	40%		
参加人数	見込量(A)	人	100	100	100	
	実績(B)		39	31		
	B/A	%	39%	31%		

イ 第7期計画の見込量

見込量に関する考え方	近年の実績等を考慮し、見込んでいます。					
実施に対する考え方・方策等	社会参加促進の機会の提供も含めて、継続して実施していきます。					
サービスの種類	サービスの概要		R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	備考
生活訓練	障がい者等に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行うものです。		回	5	5	5
			人	100	100	100

③日中一時支援事業

ア 第6期計画の実績

項目	見込量・実績					備考
			R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	
事業所数	見込量(A)	ヶ所	4	4	4	市内事業所数
	実績(B)		4	3		
	B/A	%	100%	75%		
利用者数	見込量(A)	人	110	110	110	
	実績(B)		107	74		
	B/A	%	97%	67%		
延利用人数	見込量(A)	人日	11,000	11,000	11,000	
	実績(B)		10,027	7,049		
	B/A	%	91%	64%		

イ 第7期計画の見込量

見込量に関する考え方	近年の実績等を考慮し、見込んでいます。					
実施に対する考え方・方策等	利用者のニーズに対応したサービス提供体制の確保に努めます。					
サービスの種類	サービスの概要		R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	備考
事業所数	介護者の疾病等のため一時的に介護ができない場合に、施設等で日帰りの預かりを行うものです。	ヶ所	3	3	3	市内事業所数
利用者数		人	75	75	75	
延利用人数		人日	7,000	7,000	7,000	

④社会参加促進事業

ア 第6期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績					備考
			R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	
スポーツ大会開催	見込量(A)	回	1	1	1	ふれあいスポーツ大会 ※コロナ過による中止
	実績(B)		0	0		
	B/A	%	0%	0%		
スポーツ・レクリエーション教室開催	見込量(A)	回	1	1	1	※コロナ過による中止
	実績(B)		0	0		
	B/A	%	0%	0%		
点訳・声の広報等 発行事業	見込量(A)	人	10	10	10	実利用者数
	実績(B)		11	11		
	B/A	%	110%	110%		
自動車運転免許取得・改造助成事業	見込量(A)	件	2	2	2	
	実績(B)		4	2		
	B/A	%	200%	100%		

イ 第7期計画の見込量

見込量に関する考え方	見込量は近年の実績等を考慮し見込んでいます。					
実施に対する考え方・方策等	利用者のニーズに対応したサービス提供体制の確保に努めます。					
サービスの種類	サービスの概要		R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	備考
スポーツ教室・大会	障がい者の体力増強、交流を深めるため、スポーツ教室や障がい者スポーツ大会等を開催します。	回	1	1	1	ふれあいスポーツ大会等
点訳・声の広報等発行	視覚障がい者に点訳等の方法により市広報などを定期的に提供します。	人	10	10	10	実利用者数
自動車運転免許取得改造助成事業	運転免許取得に要する費用や、自動車を改造する際に要する経費の一部を助成します。	件	2	2	2	

⑤ 地域移行のための安心生活支援事業

ア 第6期計画の実績

項目	見込量・実績				備考
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	
緊急時の受入・対応	見込量(A) 箇所	2	3	4	受入可能施設数
	実績(B) 箇所	2	4		
	B/A %	100%	133%		
体験の場の設置	見込量(A) 箇所	-	1	2	
	実績(B) 箇所	-	0		
	B/A %	-	0%		

イ 第7期計画の見込量

実施に対する考え方・方策等	必要としている地域生活支援のニーズを検討し、より適正な事業実施に努めます。					
サービスの種類	サービスの概要		R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	備考
緊急時の受入・対応	介護者が急に不在となり、障がいのある方が居宅で生活できない場合に利用できる短期入所サービスです。	箇所	4	4	4	受入可能施設数
体験の場の設置	グループホーム等の体験利用が出来るサービスです。	箇所	5	5	5	

7 児童福祉法に基づく各サービスの見込量

(1) 障害児通所支援

ア 第2期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績	利用延人数（人日/月）			利用人数（人/月）		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
児童発達支援	見込量(A)	620	625	630	130	135	140
	実績(B)	610	607		129	130	
	B/A	98%	97%		99%	96%	
医療型児童発達支援	見込量(A)	20	20	20	2	2	2
	実績(B)	6	16		1	3	
	B/A	30%	80%		50%	150%	
放課後等デイサービス	見込量(A)	2,800	2,900	3,000	200	210	210
	実績(B)	3,592	4,038		246	273	
	B/A	128%	139%		123%	130%	
保育所等訪問支援	見込量(A)	8	8	8	3	3	3
	実績(B)	2	3		1	1	
	B/A	25%	38%		33%	33%	
居宅訪問型児童発達支援	見込量(A)	2	2	2	1	1	1
	実績(B)	0	0		0	0	
	B/A	0%	0%		0%	0%	

イ 現状と見込みの考え方

障害児通所支援の利用実績は事業所数の増加に伴い、年々増加しています。

実績を基に令和6(2024)年度以降の見込量を設定します。

ウ 第3期計画の見込量

見込量に関する考え方	近年の実績等を考慮し見込んでいます。						
実施に対する考え方・方策等	障がい児が必要な支援を受けることができるよう、療育の場の充実に努めます。						
サービスの種類	サービスの概要	利用時間（時間/月）			利用人数（人/月）		
		R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。	700	725	750	135	140	145
医療型児童発達支援	児童発達支援と治療を行うサービスです。	20	20	20	2	2	2
放課後等デイサービス	授業終了後や学校休校日に、施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。	4,800	5,350	5,900	330	370	410
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。	8	8	8	3	3	3
居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。	2	2	2	1	1	1

(2) 障害児相談支援

ア 第2期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績	利用人数（人/月）		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
障害児相談支援	見込量(A)	70	72	74
	実績(B)	83	92	
	B/A	119%	128%	

イ 現状と見込みの考え方

障害児相談支援の提供体制で、障がい児の相談支援専門員が不足しています。障害児相談支援事業者に対して、相談支援従事者初任者研修の受講を促します。
実績を基に令和6(2024)年度以降の見込量を設定します。

ウ 第3期計画の見込量

見込量に関する考え方	国の考え方を踏まえ、障害児通所支援の利用者すべてを対象として見込んでいます。			
実施に対する考え方・方策等	障害児相談支援事業者と連携して事業を実施していきます。			
サービスの種類	サービスの概要	利用人数（人/月）		
		R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
障害児相談支援	障害児通所支援利用の調整を必要とする人に対し、障害児支援利用計画を作成するものです。	100	105	110

(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

ア 第2期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績	利用人数（人/月）		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	見込量(A)	1	1	2
	実績(B)	1	1	
	B/A	1	1	

イ 第3期計画の見込量

見込量に関する考え方	国の考え方を踏まえ、障害児通所支援の利用者すべてを対象として見込んでいます。			
実施に対する考え方・方策等	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定しました。			
サービスの種類	サービスの概要	配置人数（人年）		
		R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。	1	2	2

第3章 計画の推進体制

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について定期的に調査・分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること(PDCAサイクル)とされています。

1 計画におけるPDCAサイクル

基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」としています。

PDCAサイクルに沿って事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて少なくとも年1回、鹿沼市地域自立支援協議会に報告し、評価を受けます。

2 評価結果の反映

鹿沼市地域自立支援協議会から、計画の進捗状況や計画を推進していくための方策について意見・提案を受け、計画の見直し等を反映します。

3 障害福祉サービス等の提供体制

円滑なサービス利用を促進するために鹿沼市地域自立支援協議会を中心に、福祉関係団体や相談支援との連携強化を図ります。

障がい者や障がい者団体には、障害福祉サービス等の情報提供と相談支援により制度の周知とサービスの利用向上を図ります。また、相談支援を充実するために「基幹相談支援センター」の機能の強化や拡充を推進していきます。

事業者には、見込量確保のために必要な情報を提供するとともに、その障害福祉サービスの提供体制について連携して整備を進めていきます。

サービス等利用計画案の作成やサービス等利用計画の変更等行う計画相談支援の円滑な提供のため、特定相談支援事業所を指定し連携して事業を推進します。なお、市は、その計画を勘案し支給を決定します。

日中活動系サービス、地域生活支援事業は、利用者の増加が予想されるため、ニーズに沿ったサービスが提供できるよう県と県西圏域の市、関係機関と連携しサービス提供事業者の誘致を進めます。